

所沢市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更する旨、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区についてするものであるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、当該施行地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和8年2月24日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更し、及び廃止する旨、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区についてするものであるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、当該施行地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和8年2月24日

所沢市長 小野塚 勝 俊